

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（2019年2月1日号）

【今号の内容】

- 働き方改革関連法に関するリーフレット及び相談窓口について
- 家内労働委託状況届の提出は4月30日までです
- 【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します
- 【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します
- ～夢と喜びを分かち合う～ プチ起業 パートナー&仲間づくり女子会の参加者を募集しています

働き方改革関連法に関するリーフレット及び相談窓口について

平成30（2018）年9月7日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）に関する省令・指針が公布されました。

厚生労働省では、「時間外労働時間の上限規制」や「年5日の年次有給休暇の確実な取得」についてわかりやすく解説したリーフレットを作成していますので是非ご覧ください。

なお、厚生労働省では、働き方改革関連法に関する各種情報をホームページに掲載しているほか、栃木労働局では、働き方改革推進に向けた各種支援及び相談窓口の設置を行っていますので、ぜひ御活用ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

- ・厚生労働省ホームページ（リーフレット等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

- ・栃木労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

- ・栃木労働局ホームページ（相談窓口）

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/hatarakikatamadoguti.pdf>

家内労働委託状況届の提出は4月30日までです

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。

届出用紙は最寄りの労働基準監督署、または栃木労働局ホームページからダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119782.html

【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します

県では、女性の活躍を推進するため、新たな助成金制度（「女性が輝く企業「倍増」プロジェクト事業」）を設けました。

具体的には、県内企業が外部コンサルタント事業者の支援を受けて、①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や②「えるぼし」認定取得をした場合、その取組に要した経費の一部を助成します。
是非御活用ください！

1 支給対象

県内に本社又は主たる事業所を有する企業

①については、常時雇用する従業員数が300人以下の企業

②については、「えるぼし」を新規で取得した企業が対象となります。

2 助成内容

外部コンサルタント事業者の支援経費の1/2（1企業あたり25万円上限）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou_baizou_project.html

【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。

「管理職を目指す女性のための研修」や「女性の職域を拡大するための研修」などが助成対象です。

- 1 募集締切 平成31年3月15日
※研修開始10日前（土日祝日及び閉庁日を除く。）までに申請してください。
- 2 支給対象
女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主
- 3 支給要件
 - ・ 常時雇用する従業員数が300人以下
 - ・ 栃木県内に本社または主たる事業所があること
 - ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を作成しているか、または、平成30年度中に策定予定であること など
- 4 支給条件
 - 1) 支給対象経費 研修及び研修で使用する教材費
 - 2) 支給率 1/2
 - 3) 支給上限 18万円/企業
 - ① 教育機関へ従業員を派遣する場合
1人あたり6万円上限で助成
 - ② 中小企業が自ら企画し研修を実施する場合
1企画あたり6万円上限で助成

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

～夢と喜びを分かち合う～ プチ起業 パートナー&仲間づくり女子会の参加者を募集しています

いつか叶えたいワタシのお店。ワタシらしい働き方。

でも1人じゃ不安。仲間が欲しい・・・そんなアナタの為の女子会です。是非御参加ください。

- 1 日時 平成31(2019)年2月9日(土)
13:30~15:30
- 2 内容
 - ・先輩起業家トークセッション
 - ・マッチングワークショップ
 - ・仲間づくり交流会
- 3 講師
コーディネーター：
(一社)スリーアクト代表理事 浅野 裕子 氏
パネリスト：自分のお店を持つ先輩女性起業家
- 4 場所 パルティ とちぎ男女共同参画センター
- 5 参加費 無料
- 6 参加対象
趣味や特技を活かした仕事をしたい、いつか「自分のお店を持ちたい」といった意欲や興味のある女性
- 7 主催 栃木県とちぎ男女共同参画センター

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.parti.jp/kouza/index_17.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225